

イギリス革命前夜のアルミニウス主義をめぐる論争

——ロード体制の性格について——

青 木 道 彦

一 はじめに

最初に本稿でとりあげる〈論争〉について説明しておきたい。実はオランダにおいてアルミニウス主義が初めて登場した時にも、これをめぐって十七世紀初頭に政治的な背景ももつ激しい論争が展開された。この点については本稿前半の序論ではふれるものの、本稿でとりあげようとする〈論争〉はこれではない。むしろイギリス革命直前にカンタベリ大主教William Laudを中心とした教会体制が、アルミニウス主義といかなる関係をもつかをめぐって行われた一九七〇〜八〇年代の主としてイギリスの研究者の間で行われた〈論争〉、その意義や今後に残された問題を検討しようとするのが本稿の目的である。

勿論十七世紀初頭のオランダにおける論争と現代のイギリスの研究者の間の論争は、全く無関係なものではない。そればかりかオランダでアルミニウスの教説が論争をひきおこすずっと前に、イギリスでそれと同じような内容をもつ論争が展開されていたのである。一五九〇年代ケンブリッジ大学で、神学教授ピーター・バーロー Peter Baro が、カルヴァン主義の特殊恩寵 (particular grace) の立場に疑義を提起し、普遍恩寵 (universal grace) の立場を表明して、このことが大学内で問題化していたのである。⁽¹⁾

カルヴァン主義の特殊恩寵説が、救済に予定されている者に対してのみ、神の恩寵が与えられると説き、神の予定の絶対性

を強調するのに対して、ルネサンスロヒューマニズムの系譜から、人間の意志の自由、人間の努力による救済への可能性を少しでも開いておこうとする考え方が生れてくることは、むしろ自然の成り行きであったとみることもできよう。すなわち普遍恩寵説ないし、それに接近した立場にたつて、カルヴァン主義予定説の厳格さをいくらかでも緩和しようとする動きは、オランダのアルミニウスが始めてのことではなかったのである。次に十六世紀末のイギリス、特にケンブリッジ大学における恩寵説をめぐる論争とその一応の解決を検討しておきたい。

二 十六世紀末のイギリスにおける恩寵説をめぐる論争——ラムベス条項」にいたる経緯——

バーローがカルヴァン主義の予定説に、最初に疑義を表明したのは一五七四年であるとされているが、これが大学および国教会当局によって、問題とされるようになったのは、一五九五年のことであった。この年四月ピーター・バーローの弟子とも言うべき、フェローのWilliam Barretが、ケンブリッジの聖メアリ教会で行われた説教でカルヴァン主義の予定説をはっきり批判した。ケンブリッジ大学の学長会は、バレットに自説の取消しを要求し、彼は一度五月に自説を取消した後、七月にその取消しを撤回した⁽²⁾。そのためカンタベリ大主教ウィットギフト Whitgift が、この紛争の解決にのり出し、ケンブリッジ大学のリージアス神学教授 W. ホイテーカー William Whitaker の用意したこの問題の解決の基準となる「草案」⁽³⁾を、ウィットギフト自身が多少修正を加えた「ラムベス条項」によって、この論争の解決を図ったのであった。

九項目からなる「ラムベス条項」は、かなり徹底したカルヴァン主義の立場にたっているホイテーカー「草案」にくらべると、かなり厳格さが緩和されていると考えられる。第二項では、原案の「予定の有効な原因は……ただ神の絶対的かつ単一の意志である」は「生命への予定の有効な原因は……ただ神の自由な恵み深き意志である」と変更されるなどウィットギフトの手によって微妙な修正がほどこされており、墮罪前予定説を緩和するか、多少墮罪後予定説に傾斜する傾向を示しているとき

れている。⁽⁴⁾ 大主教ウィットギフトの意図は、あまりにも厳格なカルヴァン主義の予定説を多少とも緩和した「条項」を示すことによって、ケンブリッジ大学内の紛争を穏便に解決したいというものであったと思われるが、国教会当局の最高責任者が、厳格なカルヴァン主義予定説よりも、多少これを緩和したものを基準としたいと考えていた点に注目すべきであろう。

しかしウィットギフトのこの和解を望む意図は、前述のバーローによって裏切られることになった。翌一五九六年バーローは、カルヴァン主義の予定説をはっきり批判する著作を公刊して、ついにケンブリッジを追われたのであった。⁽⁵⁾ このバーローの著作に対して、W.パーキンス William Perkins が反論を書き、十七世紀に入ってからアルミニウスがパーキンス批判の論文を書いたと言われている。こうした経過からイギリス国教会は、エリザベス時代から特にカルヴァン主義の立場にたっていたのではないとして、その独自性を主張する見解も生れてくるようである。たしかに本稿で検討して行くように、イギリス国教会主流の立場が、カルヴァン主義を多少緩和したものであったことは十分に考えられることであるが、一方エリザベス時代からジェームズ一世時代末までの国教会当局が、カルヴァン主義を敵視し、これと大きく異った路線を行こうとするものはなかったことも確認されてよいと思う。すなわち後述のようなジェームズ一世時代末期からチャールズ一世時代にかけての対立・分裂とは、おのずから問題の所在が異なっていたのであった。

三 アルミニウスの問題提起からドルト宗教会議にいたるまで

ヤコブス・アルミニウス Jacobus Arminius (一五六〇～一六〇九)〔本名 Jakob Hermandszoon〕はロッテルダム近郊で生れ、マールブルク大学、ライデン大学で学んだ後、ジュネーヴでT.ベザ (あるいはベーズ) Theodore Beza にも学んだ。やがて故国に戻りアムステルダムで改革派説教者となった。当初、正統的なカルヴァン主義者であった彼は、一つの事件を契機に大きく考え方を転換することになった。

その事件とは、反カルヴァン主義の自由思想家で、オラニエ公ウイレムにも仕えた T II D II コールンヘールト Theodore Dirck Koornheert (一五二二〜九〇) が、オランダ改革教会から審問をうけ、異端を宣告された時、コールンヘールトの審問にあたった調査委員会に呼ばれて、アルミニウスが意見を聴取されたことであつた。彼は異端として審問されているコールンヘールトの考え方を詳細に聞いて、カルヴァンの厳格な予定説(ここでは通常言われているように表現しておくけれども、実はそれは「ベザの厳格な予定説」であつたとみることが出来ることは、後段で述べる)に疑問をもつようになったのであつた。⁽⁶⁾

その直後からアルミニウスの説教には、カルヴァン主義の正統とされているものから逸脱する内容が含まれていると疑われ、今度は彼自身が調査委員会の審問をうけることになつたが、この時は正統信仰への忠誠を誓つてことなきを得た。しかし一六〇三年ライデン大学が、前年に死去した F II ユニウス Franciscus Junius の後任に、アルミニウスを迎えたところ、この大学内で正統カルヴァン主義者 F II ゴマルス(あるいはホマルス) Franciscus Gomarus とアルミニウスの間に、予定説などをめぐって激しい論争が生じた。大学内で何度かにわたつて討論会が行われたが、決着はつかず、そうした対立の中でアルミニウス自身が没して、ひとまず論争には終止符がうたれたが、その後も正統カルヴァン主義とアルミニウス主義の対立は、政治的な背景もあつて、ずっと続けられたのであつた。⁽⁷⁾ その教理上の対立点は、後でドルト宗教会議に関連して整理してみたい。

アルミニウスの死後、彼の立場に同調する「寛容派」 Rekelijken は、一六一〇年「抗議書」 Remonstrantie を政府に提出して、アルミニウス派の考え方への寛容を求めたため、レモンストラント派とも呼ばれる。このグループには、エピスコピウス Episcopius のような神学者の他に、国際法の父として著名な H II グロテイウス Hugo Grotius や J II オルデンバルネフェルト Jan van Oldenbarnevelt (ホラント州法律顧問) のような人物が含まれていた。

一方、正統カルヴァン主義者側は、「厳格派」 Precijsen とも言われ、アルミニウス派の「抗議書」に反対したため、コント

ラ・レモンストラント派とも呼ばれていた。このグループには、前述のゴマルス（ホマルス）のような神学者も多数いたが、なんといてもこの一派をもちたてていたのは、オラニエ家の総督マウリッツその人であったことが注目される。すなわちこの両派の論争は、たんに予定説や恩寵をめぐる神学論争ではなく、きわめて政治的色彩の強い対立だったのであった。アルミニウス派がホラント州や諸都市の寡頭支配層を基盤として、スペインとの講和、地方分権体制、都市貴族の支配体制維持を指向したのに対して、正統カルヴァン主義派はホラント州を憎む内陸諸州の民衆を基盤として、スペインへの徹底抗戦、中央集権体制、民主政体を指向していたのであった。

アルミニウス派が、神学上の論争を各州の問題として州教会会議で決着させることを望んでいたのに対して、正統カルヴァン主義派は全国教会会議を開催して決着をつけることを望んでいた。こうした対立の中で一六一八年、総督マウリッツはクーデタによって、オルデンバルネフェルト、グロティウスらを逮捕（翌年オルデンバルネフェルトは処刑）し、ドルトレヒトで全国教会会議を開催した。⁽⁸⁾これがいわゆるドルト宗教会議である。

こうした会議開催の経緯からみて、すでにアルミニウス派はかなり不利な立場にたたされた上で、会議に臨まねばならなかったのであった。彼等の主張は、一六一〇年彼等の会議後、J・H・ウーテンボハールト Johannes Wtenbogaert によって「抗議書」に盛られていたが、その核心をなす「五個条」は次のようなものであった。

- ① 神は永遠の初めからすべての信者が救われることを定められた。
- ② キリストは全人類のために死なれたが、その贖罪を受けるのは信者に限られる。
- ③ 信仰は人間における恩寵の働きである。
- ④ 神の恩恵がなければ、人間は至高の善に向うことはできないが、（人間は）それを拒否することもある。
- ⑤ 眞の信仰によってサタンに打勝つ力を与えられた者でも、後に再び墮落することもあり得る。⁽⁹⁾

これに対してドルト宗教会議で採択された「ドルト信条」は、前記のアルミニウス派の「五個条」を拒否する次のような内容

を骨子としている。

① 神の予定によって特に選ばれた者 *elect* のみが救われ、滅びるべき者 *reprobate* は最初から神にそのように予定されている。

〔人間の全面的堕落 *Total depravity*〕

② 人間が信仰をもつか否かも神の予定による。

〔無条件の選び *Unconditional election*〕

③ キリストの贖罪の死は、すべての罪を贖うにふさわしいものであるが、その効力は選ばれた者のみに限定される。

〔限定贖罪 *Limited atonement*〕

④ 人の意志によって信仰に入るのではなく、不可抗の神の恵みによって、福音の信仰に入るのである。

〔不可抗の恩恵 *Irresistible grace*〕

⑤ 一度、真の信仰をもった者は、再び全面的に堕落することはない。

〔聖徒の堅忍 *Perseverance of the Saints*〕

アルミニウス派にとっては、この宗教会議の開催自体がすでに不利なものであったが、イギリスなどこの会議に参加した外国の代表は、むしろアルミニウス派と正統カルヴァン主義派の和解・調停に努力を傾けた。しかしこの会議の結果として出された「ドルト信条」^⑩は、前述の骨子(①)~(⑤)しばしばその頭文字をとって、*TULIP* と呼ばれる)にみる通り、全く厳格なカルヴァン主義の立場にたつものであり、この会議でアルミニウス派の立場は、ほとんど無視され斥けられたのであった。こうしてネーデルラントにおいては、多くのアルミニウス派聖職者が追放されるなど抑圧が続いた。しかしアルミニウス主義の考え方そのものは、かなりながく存続し続け、プロテスタントの神学にも影響を与え続けたのであった。

四 アルミニウス主義とロード体制をめぐる論戦—タイアック・ホワイト論争—

戦後この問題を初めて論じた論文にT・M・パーカーの「十七世紀のイギリスにおけるアルミニウス主義とロード主義」(『教会史研究』、一九六四年)がまずあげられるが、これは小論であり、大きな論争をひきおこすものではなかったように思われる。この小論は「ロードなど十七世紀前半の高教会派は、すべてがアルミニウス主義者だったわけではなく、逆にピューリタンの中にもアルミニウス主義者がいた」と指摘して、ロードらをたんにアルミニウス主義者とみること疑義を呈し、ロード派の特色をむしろ「独自の教会規律」の中にみて行こうとするものであり、アルミニウス主義とロード体制の関係をあまり重くみない点⁽¹³⁾は、後述のトレヴァーローパーの見解と一脈通じるものがある。

これに続くタイアックの論文「ピューリタニズム、アルミニウス主義と反革命」(C・ラッセル編『イギリス内戦の原因』一九七三年、所収)は、大きな問題提起を含む、かなり論争的なものであった。以下その主要な論点を整理してみたい。

まずタイアックは「(イギリス革命期の)内戦の危機の重大な問題が、宗教となった背景は、一六二〇年代アルミニウス主義が力を得てきたことである」⁽¹⁵⁾と彼の論文のテーマを示し、この問題がイギリス革命の解釈を左右する重要な点であることを指摘する。彼がそのように考える前提は「エリザベスによる国教確定以来、イギリス国教会は基本的には、カルヴァン主義の線で統一されていた」⁽¹⁶⁾という認識である。そしてエリザベス時代末期のカンタベリー大主教ウィットギフト、ジェイムズ時代の一六一〇年登用された大主教G・アボット George Abbot がともに、基本的にはカルヴァン主義の立場をとっており、⁽¹⁷⁾この間のジェイムズ時代最初期の大主教R・バンクロフト Richard Bancroft のみが、国教会中枢ではカルヴァン主義予定説から離れる傾向を示した人物であったが、⁽¹⁸⁾彼の下にいた主教陣はほとんどカルヴァン主義者によってしめられており、⁽¹⁹⁾国教会そのものの基調は変わっていなかったと論じているのである。

一方すでに本稿で述べてきたドルト宗教会議におけるイギリス代表の立場については、この会議の公式の決定であるカルヴァン主義予定説支持、アルミニウス主義排斥の考え方に特に異議を唱えてはいないとタイアックは考えているのである。⁽²⁰⁾

しかし「ジェイムズ時代の体制を崩壊させる〈教理上の革命〉が国教会内で発生した」ために「一六二〇年代にカルヴァン主義の伝統は捨て去られ、それによってイギリスのプロテスタントの統一も崩壊し」(その結果、イギリス)宗教改革以来、かつてなかった〈両極分解〉が生じ「アルミニウス主義の勝利という結果に終わった」⁽²¹⁾のであると、この大変革をきわめて重視するのである。

そして「イギリスのアルミニウス主義は」反カルヴァン主義的な考え方に「聖礼典重視の考え方を加えている」⁽²²⁾ことを指摘し「カルヴァン主義者が軽視してきた、聖礼典において自由に(人々に)与えられる恩寵」⁽²³⁾を重視しているとその特徴を捉えている。タイアックによれば、この点にこそ一六三〇年代に重視される聖餐台の祭壇化や教会の建物や装飾に特別の意義を認めて、その改善に大きな力を注ぐ考え方の根底があるのであった。⁽²⁴⁾すなわちピューリタンや国教会内のカルヴァン主義者が重視する説教(神の言葉)に代って、アルミニウス主義者は聖礼典(神の体の体験)を重視する態度をとったのである。⁽²⁵⁾

一六二四年アルミニウス主義者の R・モンターギュー Richard Montague は、イギリス国教会が徹底したカルヴァン主義の予定説にたっているというカトリック側の批判に反論するという形をとって、「三十九カ条」に盛られた国教会の立場は、カルヴァン主義の予定説ではないとする著作を書き、出版許可を得た。⁽²⁶⁾これはアルミニウス主義者にとって一つの既成事実をつくる大きな前進であったとタイアックはみている。⁽²⁷⁾

彼等はチャールズ王子と寵臣バッキンガム公 Duke of Buckingham に働きかけ、チャールズ王子(チャールズ一世)の即位で、にわかに勢力を増すことになった。「一六二五年アルミニウス主義者の R・モンターギューはチャールズ一世の直接の保護下におかれ」⁽²⁸⁾「セイ卿やウオーリック伯の要請で開かれたヘヨークハウス会議」では、バッキンガム公のアルミニウス主義者支援の立場が一層明確になった。⁽²⁸⁾ ついにはアルミニウス主義者は正統なカルヴァン主義者をすべて「ピューリタン」と呼ん

で敵視するにいたった⁽²⁹⁾。

ここにいたってセイ卿やウォーリック伯は、バッキンガム公弾劾に動き、J. Pym John Pym は下院を反アルミニウス主義の立場に導こうと活動し始めた⁽³⁰⁾。しかしこの一六二〇年代後半の段階では、なお大主教アボットを含めて多くのカルヴァン主義者が主教の地位についていた。しかしタイアックの指摘によれば、この時期に出版されたある辞書には「予定説信奉者は：一種の異端者」とするものさえも出た。その一方でアルミニウス主義者の著作は自由に出版できるようになった⁽³¹⁾。しかしこうした動きへの反発として「主教制に対する幅広い非難を生み出したのに加えて、こうした迫害の活動は、一六四〇年代に長老教会主義と会衆主義となって噴出するピューリタンの戦闘性をつくり出すことになった⁽³²⁾」とも指摘されている。

いわゆる無議會政治の時代に入って、アルミニウス主義者は「議會によらぬ課税」など国王の専制的な政治を支持・擁護する立場を強め、一方当時すでに「ピューリタン」のレットルをはられていたカルヴァン主義者は、Pymら議會指導者だったグループとの結びつきを強めた⁽³³⁾。その中で当時ユグノーなど大陸のカルヴァン主義者の間に現われつつあった「不当な権力への抵抗権」の考え方が、イギリスのカルヴァン主義者の間にも広まってきた。やがて長期議會の開会の折にはS. Marshall シャル Stephen Marshall が議會の抵抗の正当性を議會説教で訴えることになったのであった⁽³⁴⁾。

スコットランドにアルミニウス主義的な聖礼典重視の考え方を導入したが、必ずしも主教制にも反対ではなかった者達まで、一六三〇年代末にはイギリスの主教制に強く反発させることになってしまった。このことがイギリスにも影響して、長老教会主義に強く傾斜する傾向を生み出したとも説かれている⁽³⁵⁾。それでも一六四〇年代当初大主教 J. Usher James Usher が〈修正主教制〉といった内容の改革案を提示した時には、いわゆる長老派とされている S. Calamy シャルや E. Calamy Edmund Calamy からもこの案を検討する協議には加わったが⁽³⁶⁾、国王チャールズ一世がアルミニウス主義的な教会体制に固執したため、この〈修正主教制〉の改革案は実現をみなかったとタイアックはみているのである⁽³⁷⁾。

彼の考えによれば、アルミニウス主義者の台頭とその強引な教会統制が、大きな反発をまねいて、主教制廃止を含む全面的

改革を要求する立場が力を得てきたのであり、長老教会制も考えられる一つの改革プログラムとして浮上してきたのであった。

このようなタイアックの論議、すなわちアルミニウス主義者の台頭によるエリザベス朝以来、国教会とピューリタンの共通項であったカルヴァン主義予定説という基盤の崩壊、これが革命・内戦の重要な一因となったという考え方に対して批判を加えたのがP IIホワイトの論文であった。『過去と現在』誌の一〇一号（一九八三年）にのせられた彼の「イギリス・アルミニウス主義の台頭〔再考〕⁽³⁸⁾」と題する論文がそれであるが、以下ホワイトのタイアック批判を整理してみたい。

彼はまず「エリザベス朝の国教会は、教理上、カルヴァン主義の立場にたっていたか」という点に疑問をなげかける⁽³⁹⁾。そして彼なりの見取り図を次のように示すのである。それはエリザベス・ジェイムズ両王時代のイギリスの国教会は、両極端を避けてむしろカルヴァン主義とアルミニウス主義の中道を行く立場だったので、これが「三十九カ条」「一般祈祷書」「ラムベス条項」のような国教会の立場を示す文書にもあらわれている⁽⁴¹⁾。それ故この時代のイギリス国教会が、カルヴァン主義の予定説を共通の基盤としていた⁽⁴²⁾ということとはできないとホワイトは主張するのである。

そしてジェイムズ一世がカルヴァン主義者であった⁽⁴³⁾というのも一種の「神話」にすぎないとホワイトはみており、彼は上に述べたような意味での中道主義の伝統に忠実であり、ドルト宗教会議に際しても、極端なカルヴァン主義（オランダの反レモンストラント派）が勝利をおさめ、アルミニウス派（オランダのレモンストラント派）が抑圧されることのないように、イングラント代表に両者の調停を図る立場をとるように指示していたのであった⁽⁴⁴⁾。

ホワイトによれば、エリザベス・ジェイムズ両王時代の「ラムベス条項」の協議やハンプトンコート会談や一六二六年のヨークハウス会議などは「イギリスの中道主義的な独自の伝統」を修正して、より徹底的なプロテスタントイイズムの方向へ導き、イギリス国教会にカルヴァン主義の予定説をおしつけようとして、失敗した経過とみる⁽⁴⁵⁾ことができ、これは決して「ヘアルミニウス主義の勝利」⁽⁴⁶⁾などではないとされるのである。

彼はさらに一六二〇年代の動向について、晩年のジェイムズ一世、治世当初のチャールズ一世およびバッキンガム公の立場も、アルミニウス主義者の台頭を是認・支援したのではないとする。その理由はまず通常アルミニウス主義者とされているモンターギユの教説も、前述のようにイギリス国教会が極端なカルヴァン主義の立場にたっているとするカトリック教会側の非難に反論するためのものであって、特にアルミニウス主義の立場にたつものではないと考えるのである。⁽⁴⁵⁾ ついで彼は両国王やバッキンガム公の意図は、戦鬪的プロテスタンティズムと「イギリス国教会の伝統的な主流」とのバランスをとって、和解と平和をもたらそうとしたものであったと主張するのである。⁽⁴⁶⁾

それ故へアルミニウス主義的な変革が、革命や内戦の原因の一つになったなどということもないとホワイトは指摘する。⁽⁴⁷⁾ たしかにロードは教理上の不寛容などの欠点があったわけではないが、彼の裁判でも彼のアルミニウス主義については言及されていないとホワイトは考えている。⁽⁴⁸⁾

エリザベス時代以来、イギリス国教会には、予定説をめぐっても実に様々の考え方があったのであって、カルヴァン主義の予定説が、そのまま国教会（とその中で活動するピューリタン）の共通の基盤になっていたことはない。そこで革命・内戦にいたる過程は、極端に戦鬪的なプロテスタントであるピューリタンが、スコットランドの反乱を契機に、再びイギリス国教会の伝統に挑戦したことによって、推進されていったものとホワイトはみているのである。⁽⁴⁹⁾

このように真正面から対立する見解を表明しているタイアック・ホワイトの両者が一九八七年『過去と現在』（一一五号）誌上で〈討論⁽⁵⁰⁾〉を展開したのである。まずタイアックがホワイトの前述の論文（一〇一号所収）の批判に答え、さらにこれにホワイトが〈返答⁽⁵²⁾〉を行うという形で〈討論〉が行われた。

タイアックは、ホワイトの主張の焦点を「アルミニウス主義（者）の台頭などというものはなかった⁽⁵³⁾」という点と「イギリス国教会の立場は、カルヴァン主義とアルミニウス主義の〈中道〉を行くものであった」のであって「アルミニウス主義が革命の危機の原因になったということはない」とする点に求めて、それら各点について反論を進めて行くのである。まず彼は、

教育をうけたエリート内の知的風土や印刷された書籍におけるカルヴァン主義の優位⁽⁵⁴⁾をあげて、エリザベス・ジェームズ両王時代には、カルヴァン主義が国教会当局とピューリタンの共通の基盤になっていたという彼の論旨を補強する。

その上で「ラムベス条項」をめぐる詳細な点の検討に入っている。タイアックはホワイトの理解を次のような点で批判する。それはホワイトが、この諸条項を「(人間は)その罪ゆえに、神から〈遺棄〉reprobationされた状態になる」と理解したのは全く不正確であると指摘する。(ホワイトのように理解すれば、これがアルミニウス主義の立場をとっているように思えるであろうが)本当は「神は永遠より、ある者を生命に予定し、ある者を救うべからざるものと定め給うた」(第一項⁽⁵⁵⁾)となっていて、「救いに予定されていない者は、その罪により必ず滅ぼされる」(第四項⁽⁵⁶⁾)となっているのであって、そこにはかなり明確なカルヴァン主義の予定説が表明されていると指摘する。

ついでタイアックは、ジェームズ一世時代の一六一五年に出された「アイルランド条項」は「ラムベス条項」以上に明確に「聖徒の堅忍 Perseverance」について、カルヴァン主義予定説の立場にたっていると指摘⁽⁵⁷⁾して、彼の論旨を補強している。そうした状況の中でジェームズ・チャールズ両王の交替期頃から、アルミニウス主義者が台頭してきたのであり、一六二八年議会在 W^{illiam} R^{ichard} Laud & R^{ichard} Neile William Laud と R^{ichard} Neile Richard Neile を名指しでアルミニウス主義者として非難したことも、十分理由があるわけであると彼は考えるのである。⁽⁵⁸⁾

タイアックは一六二〇年代後半の動向をホワイトがみているようにヘイギリス国教会の中庸政策への復帰⁽⁵⁹⁾とみるのは、全くの誤りで、一六二六年六月の「国王宣言」、および一六二八年十一月の「宣言」はカルヴァン主義抑圧の始まりを示すものであり、これによってエリザベス時代以来の国教会に今までみられなかった新しい状況、同時代人にも〈新奇なやり方〉⁽⁶⁰⁾ novation とみられるような方向に、第一歩がふみ出されたものと説明するのである。

特にロードが「ラムベス条項」を全く決定的な誤りを含むものとして排斥した事実を指摘して、彼等、いわゆるアルミニウス主義者の考え方の新奇さを主張し、これがイギリス国教会の伝統的な中庸政策などではないことを強調する。そうした〈新

奇なり方」をとったからこそ、それに対する反発も強く、ついには主教制そのものへの信頼が損なわれ、いわゆるピューリタンの内部でも、長老教会主義や会衆主義などより急進的な考え方が登場したのだとタイアックはみるのである。

またホワイトは前述のように、後のロードの裁判でも彼をアルミニウス主義と関連づけて告発することはなかったと主張したが、タイアックによれば、これはホワイトの誤解で、彼の裁判記録には「アルミニウス主義への言及」があるとされる⁽⁶²⁾。そしてこのような反論から、一七世紀前半のアルミニウス主義ないし反カルヴァン主義の動きが、イギリスの政治を不安定にしていた事実は動かないと主張して、ホワイトの考え方を全面的に斥けるのである。

さてこのタイアックの反論に対して、ホワイトは「返答」でどのように答えたであろうか、以下その点をとりあげて検討してみたい。彼はまず前の論文「イギリス・アルミニウス主義の台頭〔再考〕」の目的は二つであったと整理する。その二つとは、

- (1) エリザベス・ジェイムズ両王時代の国教会は、カルヴァン主義の立場にたっていたという考え方に疑義を提出すること。
- (2) ロード派の考え方の中心は、カルヴァン主義予定説の否定、救済に対する人間の自由意志の重視にあるとする考え方に疑義を提出すること⁽⁶³⁾。

こうした正統説とも言える考え方は、ホワイトによればカルヴァン主義とか、ピューリタンといったきわめて複雑な内容の概念をきわめて単純化して考えることを出発点にして、論理を構築しており⁽⁶⁴⁾、あたかもJ・F・H・ニューが「ピューリタン対 アングリカン」という誤った構図を描いたのと同じように、ヘカルヴァン主義者 対 アルミニウス主義者」という構図を描いてしまったのだと彼は主張するのである⁽⁶⁵⁾。

タイアックは、ホワイトからみれば、こうした単純化を行った上に、ピューリタンの立場にたつという一種の偏見をもつことによって、ヘアルミニウス主義者の台頭」という見方をつくりあげてしまったことになる⁽⁶⁶⁾と批判するのである。たしかにホワイトはタイアックの指摘の中で、大主教ニール(そのダラム主教時代から)を中心とするダラムハウス Durham House

ループといふべき一群の聖職者がいて、これが反カルヴァン主義のグループをなしていたという事実⁽⁶⁷⁾については、これを認める用意があるとする。⁽⁶⁸⁾そしていわゆる〈無議會政治〉の時代に「今まで以上に国教会の定めたやり方や礼拝様式の統一を強制する政策」や「礼拝において外面的な事柄を重視する傾向」が強められていたことも事実であると認める。しかしホワイトによれば、ロード体制は多面的にその政策をみるべきであり、彼等が他方で教会建築の改善や聖職者の能力や地位の向上に努力した業績を無視してはならないと指摘するのである。

そしてやや詳細な教理の問題としては、彼は「ラムベス条項」の第四項「救済に予定されていない者は、その罪によって必ず滅ぼされる」をとりあげる。これは彼によれば、明らかに墮罪後予定説に傾斜する立場をとっており、神の予定の絶対的・決定的性格を弱めているので、「ラムベス条項」を単純にカルヴァン主義の立場とは断定できないことになる。そして「ラムベス条項」の原案を修正したウィットギフトの修正の意図は、とても単純にカルヴァン主義者とは断定できないものであるとホワイトは指摘する。彼によれば、タイアックの論理はこうした点を軽視して単純化したところで、作り出されたものとみるのである。⁽⁶⁹⁾この点に限らずタイアックはカルヴァン主義の予定説について、きわめて単純に割切って理解しているために、墮罪前予定説と墮罪後予定説も充分区別していないと批判されることになるのである。

一方ジェイムズ一世の立場も、一六一九年の国王自身の「主の祈りについての黙想」*Meditation upon Lord's Prayer*をみると、アルミニウス主義者とピューリタンの中道を行こうとするものであって、カルヴァン主義者の「聖徒の堅忍」の教理ではなく、むしろロードに近い立場を示しているとホワイトは主張するのである。⁽⁷⁰⁾

一方彼はモンターギュについては、その〈反カルヴァン主義の立場〉を否定してはいないが、ロードは（ウィットギフト同様）イギリス国教会の政策を脅やかすほどまでに、カルヴァン主義に固執することに反対していたのだと指摘している。⁽⁷¹⁾

タイアックとホワイトの〈討論〉は、ほぼ以上のようなものであるが、以下主としてイギリス史学界での両者の考え方の受けとられ方、両者の見解への賛否の動向はどうであろうか、以下その点を検討してみたい。

五 タイアック・ホワイト論争への反応

この論争に対する反応は一九八〇年代前半から現われているが、まずKリシャープの「大主教ロード」についての小論⁽⁷²⁾は、この大主教ロードについてはほぼホワイトの論点を補強するものになっているが、革命にいたる対立・混乱の原因をロードらアルミニウス派とされる主教陣のやり方ではなく、国王チャールズ一世その人の対応に帰している点が注目されるのである⁽⁷³⁾。

またWリラモントは、タイアックの問題提起とホワイトのそれに対する批判が出揃ったところで『過去と現在』(一〇七号、一九八五年)誌上に「アルミニウス主義の台頭〔再考〕コメント」⁽⁷⁴⁾と題する小論を発表し、ホワイトの立場を「大主教ロードを悪者扱いするのに反発する態度」⁽⁷⁵⁾に貫かれていると批評して、彼の学問的な態度がある固定した視点に執着するものであると指摘する。そして彼は、一六五〇年代になると、別の新しい意味をもち得たアルミニウス主義も、一六三〇年代にはカトリックに妥協する反動的態度として、ロードらのアルミニウス主義が強い反発をひきおこすものであったとも指摘する。そしてラモントが別のかなり大部な著作で詳細に検討したRバクスター Richard Baxter の場合⁽⁷⁶⁾をあげて、この点を論じている。すなわち一六五〇年代にはかなりアルミニウス主義に接近する面も示したバクスターも、一六三〇年代にはアルミニウス主義者が実権を握った国教会当局の抑圧に対して、強く反発していたことを指摘するのである⁽⁷⁷⁾。

タイアックとホワイトの『過去と現在』誌上の〈討論〉が行われる前の号の同誌(一一四号、一九八七年)に、Pレイクが「カルヴァン主義とイギリス」と題するかなり長大な論文⁽⁷⁸⁾をよせている。その中の叙述で、タイアック・ホワイト論争に関連ある点で、彼は次のように述べている。タイアックの言うエリザベス・ジェイムズ両王時代にかけての〈カルヴァン主義予定説〉についてのコンセンサス⁽⁷⁹⁾はたしかにあったが、ウィットギフトとピューリタンでは、実際の教会論については両者の間には大きな隔たりがあり、〈コンセンサス〉のもつ意味はさほど大きいものではないとレイクは指摘する⁽⁷⁹⁾。一方彼は後に詳細な

研究を発表することになるR・フッカー Richard Hooker について、自らはアルミニウス主義の考え方は表明していないにしても、それまでのイギリスのプロテスタント（特にピューリタン）が重視していた説教と教化 edification に代って、秩序と聖礼典を重視するフッカーの教説は、後のアルミニウス主義者の考え方にきわめて近いことを指摘している。⁸⁰そしてなによりも、カルヴァン主義者とみればすべて「ピューリタン」のレッテルをはって排斥するモンターギュは、どうみても穏健な国教会の伝統にたっているとは言えないとレイクは論じるのである。⁸¹

一九八〇年代終りに出されたA・ヒューズ・R・カスト編『初期ステュアート朝イギリスにおける抗争——宗教と政治の研究、一六〇三—一六四二年——』と題する論文集⁸²の中に、A・フォスターが「一六三〇年代の教会政策」と題する論文⁸³をのせ、主としてロードと協力し、あるいはロードをもりたてたヨーク大主教R・ニールの考え方と行動を論じている。ここでフオスターは、それまでのカルヴァン主義予定説の教理の優位に疑問を出して、その優位を覆えそうとし、聖礼典重視と聖職者の地位向上に重点をおきたいいわゆるアルミニウス主義者の活動はきわめて新奇なものであり、これがイギリス国教会内の対立を深めたものであると論じて、⁸⁵基本的にタイアックの構想を支持する論旨を展開している。

一九八〇年代末には、これまですでにあげたタイアック自身とレイクがそれぞれ大著を公刊して前者が主として一七世紀前半、後者が一六世紀後半のイギリス教会史の大きな流れを各々の独自の立場から鳥瞰した。まずタイアックは、彼のこれまでの構想を『反カルヴァン主義者——イギリス・アルミニウス主義者の台頭』⁸⁶と題する著作にまとめた。ここで彼は教会史と政治史の関連をふまえて、ハンプトンコート会談⁸⁷から両大学におけるアルミニウス主義、⁸⁸ドルト宗教会議のイギリス代表の活動、⁸⁹主教ニールとダラムハウス・グループ、⁹⁰ヨークハウス会議、⁹¹無議会議政治期とその後のアルミニウス主義者⁹²についてきわめて詳細な分析を進めた。彼の分析においてカルヴァン主義者の予定説をめぐる微妙な考え方の相違についての配慮がやや不十分という感はあるものの、エリザベス時代末期からジェームズ・チャールズ両王時代にかけてのアルミニウス主義を軸とする教会史・政治史の関連を問う全体像が、かなり明確に提示されたのであった。

一方、レイクは、彼の名著『アングリカンかピューリタンか？ 長老教会主義とイギリスのコンフォーミストの思想』⁽⁹³⁾を公刊して、本稿でとりあげた論争との関連で言えば、前述の彼の論文と同様の論旨で、基本的にタイアックの構想を支持したのであった。以上のようにタイアックおよび彼の見解を支持する研究者が、大主教アボットの教会運営を高く評価して、その後継者の大主教ロードの教会運営を批判する場合が多い。逆にホワイトおよび彼の見解を支持する研究者がアボットの政策を低く評価して、大主教バンクロフトから一代おいて大主教ロードにつながる教会政策を高く評価する傾向がある。

タイアック・ホワイトの論争に直接参加してはいないが、この論争の論点に密接に関係をもつ論議を展開したのが、H R トレヴァーローパーである。彼はつとに一九四〇年『大主教ロード、一五七三—一六四五年』⁽⁹⁴⁾という著作を公にしているが、一九八〇年代以降に刊行された二つの著作の中で「ロード主義と政治権力」⁽⁹⁵⁾、「大主教ロード回顧」⁽⁹⁷⁾という二つの論文で、アルミニウス主義およびロードについての彼の最近の見解をまとめている。彼の見解は、ロードの教会運営を高く評価する点では、ホワイトの見解を支持するようにみえながら、⁽⁹⁸⁾一方でロードらいわゆるアルミニウス主義者の活動が、支配者層の中に大きな対立と分裂をひきおこした事実を認め、ロードらの教会運営の「新奇さ」⁽⁹⁹⁾を認める点では、タイアックの見解に近い点も見受けられるのである。ある意味でトレヴァーローパーの見解は、タイアック・ホワイト論争の成果を総合して一つの新しい立場をつくり出したものともみられるのである。

彼のアルミニウス主義とロード体制をめぐる見解の中で、やはり最も注目される点はアルミニウス主義を学問的・知的な考え方や運動として捉え、一方のロード主義を一六二〇年代以降教会内の強引な権力掌握闘争、三〇年代の反対者であるカルヴァン主義などへの抑圧という一種の政治運動と捉えて、たんなる学問的な考え方としてのアルミニウス主義と明確に区別していることである。⁽¹⁰⁰⁾

前者はアルミニウス主義とは呼ばれるが、実はアルミニウスがそうした立場を唱えて、その呼称が出現するはるかに以前に、すでにエラスムスに端を発するものと彼はみているのである。⁽¹⁰¹⁾この立場はルター派にも浸透し前述のようにエリザベス朝

のイギリスでもその傾向が現われていたのであった。そしてトレヴァーローパーは、十七世紀の最初の四半世紀頃のイギリスにおけるこのアルミニウス主義の代表者をLiiアンドリュース Lancelot Andrews、Jiiオーヴァーオール John Overall の二人に求めている。⁽¹⁰²⁾ 彼等二人には強引な権力掌握の動きも極端な聖礼典重視やカルヴァン主義者への抑圧の試みもない静かな学究の徒としての生活があつたのみで、カルヴァン主義者と共存して国教会の要職を務めたのであつた。

これに対して後者のロード主義というのは、一六二〇年代半ばから主教ニールをパトロンとしてそのダラムハウスに集うグループがその起源となり、一六三〇年代に強引な権力掌握の闘争を勝ちぬいて、聖礼典重視、聖職者の地位と権威向上をめざし、王権と結びついてカルヴァン主義者抑圧の権力的な教会政策を推進した者達、その中心がロードなのであつた。このロード主義者はアルミニウス主義を考え方の根底にはいるものの、前者の学問的・知的な運動としてのアルミニウス主義者とは、かなり異なるものであると、トレヴァーローパーは考えているのである。⁽¹⁰³⁾

そのように考えながら、彼の大主教ロードの教会運営に対する評価は、かなり高い。では彼はどんな観点から、ロードを高く評価するのであろうか、彼の観点は、おおよそ以下のようなものである。

一五九八年のフェリペ二世の死後、約二〇年間の平和の時期が続いた時、プロテスタント改革教会内での統合をめざす動きが再び現われてきたが、その中で注目されたのが、全くかたくななカルヴァン主義に固まっていたイギリス国教会であり、これにカルヴァン主義の狭量・不寛容を克服する主役となることが期待されていたとトレヴァーローパーは指摘する。こうして作られるべき穏健なプロテスタント教会の統合の次には、スペインやローマを除外した穏健なカトリック教会やギリシア正教会との和解さえも構想されていたのであり、この大きな計画には、後にネーデルラントのアルミニウス主義者として活躍したHiiグロテイウス Hugo Grotius も参加していたのであつた。⁽¹⁰⁴⁾

イギリスにおいて、そうした計画にそつて国教会の運営にあたっていたのが、カンタベリ大主教Riiバンククロフトであり、その立場から独自の寛容な考え方をとつていたとトレヴァーローパーはみているのである。その死後、国教会の方向を大きく

変えたのは、後継者のカルヴァン主義者の大主教アボットだったのであり、彼は国教会内のピューリタンには喜ばれるが、それまでの大きな統合計画には不都合な政策をとり、またドルト宗教会議の開催や三十年戦争の勃発によって、そうした大きな統合・和解の計画そのものが挫折してしまったのであった。

国教会内には大主教バンククロフトの路線を継承し、カルヴァン主義の狭量・不寛容を克服しようとする知的な運動としてのアルミニウス主義もあつたが、不利な情勢の下でその活動は抑えられていた。ロードらイギリスのアルミニウス主義者が国教会内で勢力をのばしてくるのは、大主教アボットの勢力の弱体化、新国王チャールズ2世の即位や寵臣バッキンガム公のアルミニウス主義者への接近という有利な情勢が生まれてからのことであり、これが一六三〇年代のロード主義者の国教会での権力掌握につながつてくると彼は説明する。トレヴァーローパーは、結局バンククロフトらによるカルヴァン主義の狭量・不寛容の克服への努力、新旧両教の穏健派中心の大きな和解・統合の計画に積極的な意義を認め、この路線を継承するロードにも高い評価を与えているように思われる。そしてロード主義者の台頭・権力掌握に関しては、国王チャールズ2世の主導権を重くみており、ロード主義者の活動が支配者層内の対立・分裂をひきおこしたことについても、それをロードら聖職者の責任というよりも、国王自身の責任によるものと考えているが、これは前述のKリシャープのロード論に近い考え方である。

このようにトレヴァーローパーのロード論は、必ずしもホワイトやシャープの見解とは一致しない面もあるが、極端なカルヴァン主義者であるピューリタンを抑えるウィットギフトやバンククロフトの国教会運営に、イギリス国教会の伝統の真髄をみとめ、その観点からその路線の継承者ロードを高く評価するという点では、基本的にはホワイトやシャープの見解と一致する面ももっている。

タイアック・ホワイトのアルミニウス主義をめぐる論争では、タイアックとその見解を大筋において支持するレイクの二人に、それぞれ一七世紀前半と一六世紀後半の教会と政治の関係について、各々の時代の全体像を描き出した作品が公にされていて、これがかんがりの説得力をもっているのであるが、筆者の知る限りではホワイトやシャープの論議は、時代の大きな全体

像を描き出す著作として結実していないため、やや説得力が欠けていることは否定できない。筆者がここでトレヴァーローパーの見解を検討してみたのは、ホワイトやシャープにやや近い観点で、かなり大きな時代の全体像を、ロード論などを通して彼が提示していると考えたからであった。

そのトレヴァーローパーでさえ、タイアックの著作の表題と論点を「アルミニウス主義者の台頭」ではなく「ロード主義の台頭」とすれば、その基本的構想には賛意を表すのではないかとも思われるが、そうした推量ではなく現実の学界の動向をみれば、タイアックの見解の方が優位にたっているように思われるのである。一・二の実例をあげれば、エリザベス・ジェイムズ両王時代のピューリタンの動向に大きな鳥瞰を提示したP・ニコリンソンは「ジェイムズ時代の宗教問題の解決——ハンプトンコート会谈」と題する論文⁽¹⁰⁷⁾の中で、また一七世紀前半の政治史の定説に変更を迫っている大家C・ラッセルも「議会の展望、一六〇四—一六二九年」と題する論文⁽¹⁰⁸⁾の中で、それぞれタイアックの論文を引用して各々自らの論理に彼の見解を援用しているのである。今やタイアックの見解は、定説としての地位を確保してしまったかのようにさえ思われるのである。それではタイアックの所説には全く問題点はないのであろうか。この論争からわれわれが学ぶべきもの、残された問題は何か。以下本稿のまとめとして、これらの点にふれてみたい。

六 残された問題——結びにかえて——

まず検討が必要と思われる点は、カルヴァン主義の予定説における様々なニュアンスの違い、微妙な相違点であろう。すでに本稿で述べてきたようにタイアックの見解は、この点についてはわりあい常識的・通説的であって、予定説をめぐる微妙で詳細な相違点については、あまりふれていない。むしろホワイトの方が（自らの分析はそれほど提示してはいないが）カルヴァン主義の予定説といっても、そこに微妙な相違があることを指摘しているのである。

そこで検討すべき見解としてあげられるのが、R・T・ケンドールの『カルヴァンと一六四九年までのイギリス・カルヴァン主義』⁽¹⁰⁹⁾という著作に示された問題提起であろう。彼によれば、第一にイギリスのカルヴァン主義の予定説と考えられているものは、実はカルヴァン自身の普遍贖罪の考え方を限定贖罪の考えに変え、随罪前予定説をとったジュネーヴにおけるカルヴァンの後継者ベザ（あるいはベーズ）の説であり、⁽¹¹⁰⁾これがW・パーキンス William Perkins やW・エイムズ William Amesらを通じて、イギリスのピューリタンにひろまり、ついにはウエストミンスター信仰告白にも採用されたのである。これをケンドールは「実験的予定説」experimental predestinarianism と名付けている。⁽¹¹¹⁾

第二にケンドールはこの「実験的予定説」のみが予定説の唯一の考え方ではなく、これ以外に信仰に先行する一切の業を否定し「反律法主義」とも呼ばれる「体験的予定説」⁽¹¹²⁾ experiential predestinarianism、それにイギリス国教会の主教達が考えている「告白的予定説」⁽¹¹³⁾ credal predestinarianism があることを指摘する。この点からみると、予定説の正統説といったものを簡単に論議できないことがわかる。ケンドールの問題提起をふまえたこのアルミニウス主義をめぐる論争の再検討は、本稿では果すことができなかったので、また別の機会を期したい。

次に十七世紀のロード主義といったものに限定せず、もっと広い視野でアルミニウス主義を捉えてみると、それは主教の権威的な抑圧でも、聖礼典中心主義でも、カトリックとの和解に走る反動でもなく、もっとプロテスタントの考え方の中にしっかり根を下した教説であったことがわかるのである。一六四〇年代末から五〇年代にかけて、いわゆる長老派や独立派およびより急進的な分派の中にも、アルミニウス主義の立場をとる者が現われてくる。その中で代表的な人物がJ・グッドウィン John Goodwin であろう。彼のアルミニウス主義については、山田園子氏が丹念な研究をつみ重ねておられ、すでに二つのシリーズの連続の論考を発表しておられる。⁽¹¹⁴⁾さらにアルミニウス主義の立場にたつ一般バプティスト General Baptist という分派も生まれてくる。またそこまで徹底したアルミニウス主義の立場はとらぬものの、いわゆる正統的な予定説とされているものとアルミニウス主義の中間をとるような考え方は、実に数多く現われているのである。一面からみれば、ルネサンス人

文主義に由来する人間の意志の自由、理性の働きを重視する考え方によって、古プロテスタンティズムのやや狭量な考え方をしだいに修正していった過程とみることもできるであろう。

しかし前述のJ・R・グッドウィン研究を進めておられる山田園子氏によれば、グッドウィンにとってはむしろアルミニウス主義こそが（条件的堅忍説⁽¹¹⁶⁾という教説からみた場合）「アウグステイヌス、ルター、カルヴァンの見解に合致した、正統的教説であり、二重予定説や聖徒の絶対的堅忍説などを主張するカルヴィニズムは、カルヴァンの見解をねじ曲げてベースが作りあげたものだった⁽¹¹⁷⁾」ことになるのである。このようにアルミニウス主義をめぐる論議はかなり奥行き深いものであり、本稿でとりあげたタイアックとホワイトの論争はむしろ「ロード主義をめぐる論争」とでも言うべきものであったと考えてよいであろう。なぜなら両者の論争はアルミニウス主義の全容を捉えたものではなかったからである。

最後に本稿でとりあげた論争の一方の当事者タイアックのピューリタンないしピューリタニズム論としての視点に一言ふれておきたい。彼は国教会当局のいわゆるアルミニウス主義への傾斜に対する反発が、革命勃発の原動力だったのであって、従来言われてきたようにピューリタニズムが革命の推進力となったのではないとみていることになる。⁽¹¹⁸⁾

これに類似したピューリタニズム論を提示したのがM・H・G・フィンレイソンの『歴史家、ピューリタニズムとイギリス革命——空位期前と後のイギリスの政治における宗教的要素』⁽¹¹⁹⁾であるが、彼はその中で内戦前夜に人々を動かす原動力となったものは、ピューリタニズムではなく、（一六七八〜八八年の危機の時とあまり変らない）「カトリックのさし迫った脅威から、プロテスタント教会を守ること」であったと指摘する⁽¹²⁰⁾のである。フィンレイソン・タイアック両者に共通する視点は、従来ピューリタンの活動ないしピューリタニズムとみられていたものが、むしろ実際には「反アルミニウス主義」、「反カトリック」とも言いかけ得る心情であったことを指摘している点であろう。これは間接には、ピューリタンと呼ばれているものを正確に定義にすることは困難であり、革命前にそう呼ばれていたものは、むしろ上記のネガティブな心情であったことを指摘する一種のピューリタン論であるとみることでできよう。タイアックの所説の中にこうした形で、一つのピューリタン論が含まれて

いたことを最後に指摘したのである。

注

(1) H. C. Porter, *Reformation and Reaction in Tudor Cambridge*, Cambridge, 1958, Part III, Chap. 14, Chap. 15

(2) *Ibid.*, pp. 344-60

(3) *Ibid.*, pp. 365-66

(4) *Ibid.*, pp. 367-71 「墮罪前(予定)説」Supralapsarianism (あるいは「墮罪以前説」Antelapsarianism) は、神の予定の対象はアダムの墮罪以前の人間にも及ぶとする考え方で、選びと救済が神の永遠の予定意志によることを徹底した形で表現したもの。ベザは明確にこの立場とされているが、カルヴァンの考え方はこの点について不明確である。一方、「墮罪後(予定)説」Intralapsarianism (あるいは「墮罪以後説」Sublapsarianism) は、神の予定の対象はアダムの墮罪後の人間であるとする考え方で、人間の墮罪の責任を明確化してはいるが、逆に「罪に陥っていない人間は救いに予定されているのか」という疑問も生じて、神の予定の決定的性格が不明確になるとする批判も出てくるのである。以上は、『キリスト教大事典(改訂新版)』(教文館、一九六八年)六七九頁より要約。

(5) *Ibid.*, pp. 389-90

(6) 前出『キリスト教大事典』の「アルミニウス」および「アルミニウス主義」の項 四八〇-四九頁

(7) 栗原福也「ネーデルラント連邦共和国」、岩波講座『世界歴史』15 近代2 一三四-三五頁

(8) 同論文 一三五頁

(9) 前出『キリスト教大事典』の「アルミニウス主義」の項 四九頁 および R. T. Kendall, *Calvin and English Calvinism to 1649*, Oxford, 1977, p. 1 note 4, pp. 149-50

(10) 前出『キリスト教大事典』の「ドルト信条」の項 七六四頁 および Kendall *op. cit.*, p. 1 note 4, p. 150

(11) T. M. Parker, "Arminianism and Laudianism in Seventeenth Century England", *Studies in Church History*, I 1964, pp. 20-34

(12) *Ibid.*, p. 30

(13) *Ibid.*, p. 33-34

(14) N. Tyacke, "Puritanism, Arminianism and Counter-Revolution," in C. Russell ed., *The Origins of the English Civil War*, London, 1973, pp. 119-143

- (15) *Ibid.*, p. 119
- (16) *Ibid.*, pp. 120-21
- (17) *Ibid.*, pp. 125-27
- (18) *Ibid.*, p. 126
- (19) *Ibid.*, p. 127
- (20) *Ibid.*, p. 128
- (21) *Ibid.*, p. 129
- (22) *Ibid.*, p. 129
- (23) *Ibid.*, p. 130
- (24) *Ibid.*, p. 130
- (25) *Ibid.*, p. 130
- (26) *Ibid.*, p. 131
- (27) *Ibid.*, p. 132
- (28) *Ibid.*, p. 133
- (29) *Ibid.*, p. 134
- (30) *Ibid.*, p. 135
- (31) *Ibid.*, p. 138
- (32) *Ibid.*, p. 139
- (33) *Ibid.*, p. 141
- (34) *Ibid.*, p. 141
- (35) *Ibid.*, p. 142
- (36) *Ibid.*, p. 142
- (37) *Ibid.*, p. 143
- (38) P. White, "The Rise of English Arminianism reconsidered", *Past & Present*, 101, 1983, pp. 34-54
- (39) *Ibid.*, p. 35

- (40) *Ibid.*, pp. 36-38
- (41) *Ibid.*, p. 50
- (42) *Ibid.*, p. 39
- (43) *Ibid.*, pp. 42-44
- (44) *Ibid.*, p. 50
- (45) *Ibid.*, p. 45
- (46) *Ibid.*, p. 46
- (47) *Ibid.*, p. 54
- (48) *Ibid.*, p. 53
- (49) *Ibid.*, p. 54
- (50) N. Tyacke, P. White, "Debate: the Rise of Arminianism reconsidered" *Past & Present*, 115, 1987, pp. 201-29
- (51) *Ibid.*, Tyacke's reconsideration を「Tyacke [reconsideration]」に略記。 pp. 201-16
- (52) *Ibid.*, White's Rejoinder を「White [Rejoinder]」に略記。 pp. 217-29
- (53) Tyacke [reconsideration] p. 201
- (54) *Ibid.*, pp. 202-03
- (55) *Ibid.*, p. 207
- (56) *Ibid.*, p. 207 ハリジは「タイアックの主張を」Porter op. cit., p. 371 によって補充して表現した。
- (57) *Ibid.*, p. 210
- (58) *Ibid.*, p. 211
- (59) *Ibid.*, p. 211
- (60) *Ibid.*, p. 215
- (61) *Ibid.*, p. 216
- (62) *Ibid.*, p. 216
- (63) White [Rejoinder] p. 217
- (64) *Ibid.*, p. 219

- (59) J. F. H. New, *Anglican and Puritan: The Basis of Their Opposition, 1558-1640*, Stanford, 1964.
- (60) White [Rejoinder] p. 220
- (61) *Ibid.*, p. 218
- (62) *Ibid.*, p. 220
- (63) *Ibid.*, pp. 221-22
- (64) *Ibid.*, p. 224
- (65) *Ibid.*, p. 228
- (66) K. Sharpe, "Archbishop Laud", *History Today*, 33, 1983.
- (67) *Ibid.*, pp. 29-30
- (68) W. Lamont, "Comment: The Rise of Arminianism reconsidered", *Past & Present*, 107, 1985, pp. 227-31 註 W.Lamont
[Comment] 文藝誌
- (69) *Ibid.*, p. 227
- (70) ハブネルの「タキスター」の「世界史」 W. Lamont, *Richard Baxter and the millennium*, London, 1979
- (71) W. Lamont [Comment] p. 230
- (72) P. Lake, "Calvinism and the English Church", *Past & Present*, 114, 1987
- (73) *Ibid.*, pp. 38-39
- (74) *Ibid.*, p. 44
- (75) *Ibid.*, p. 75
- (76) A. Hughes, R. Cust ed., *Conflict in Early Stuart England: Studies in Religion and Politics 1603-1642*, London, 1989
- (77) *Ibid.*, pp. 193-223, A Foster, "Church Policies of 1630s"
- (78) *Ibid.*, pp. 212-15
- (79) *Ibid.*, pp. 216-17
- (80) N. Tyacke, *Anti-Calvinists: The Rise of English Arminianism c. 1590-1640*, Oxford, 1987 註 Tyacke [Anti-Calvinists]
文藝誌
- (81) *Ibid.*, pp. 9-28

- (88) *Ibid.*, pp. 29-86
- (88) *Ibid.*, pp. 87-105
- (89) *Ibid.*, pp. 106-24
- (16) *Ibid.*, pp. 164-80
- (89) *Ibid.*, pp. 181-244
- (88) P. Lake, *Anglicans and Puritans? Presbyterianism and English Conformist Thought from Whitgift to Hooker*, London, 1988
- (87) H. Trevor-Roper, *Archbishop Laud 1573-1645*, London, 1940
- (85) ⊕ *do.*, *Catholics, Anglicans and Puritans*, London, 1987 ⊕ *do.*, *From Counter-Reformation to Glorious Revolution*, Chicago, 1992
- (96) ⊕ ⊙ 英文「Laudianism and Political Power」, 及び Trevor-Roper [Laudianism] の論議。
- (76) ⊙ 英文「Archbishop Laud in Retrospect」及び Trevor-Roper [Retrospect] の論議。
- (88) Trevor-Roper [Retrospect] pp. 136-38
- (86) Trevor-Roper [Laudianism] pp. 60-76, pp. 114-17
- (80) *Ibid.*, pp. 41-42, p. 114
- (101) *Ibid.*, p. 52
- (20) *Ibid.*, pp. 54-56
- (80) *Ibid.*, pp. 70-76
- (81) Trevor-Roper [Retrospect] p. 136
- (90) *Ibid.*, pp. 136-37
- (90) *Ibid.*, pp. 136-37
- (80) P. Collinson, "The Jacobean Religious Settlement: The Hampton Court Conference", in H. Tomlinson ed., *Before the English Civil War*, London, 1983 タイトリックの論文の引用は' p. 54
- (80) C. Russell, "Parliamentary History in Perspective 1604-1629", *History* vol. 61 No. 201, 1976 タイトリック論文の引用は' p. 22
- (80) 邦(9) 参照
- (80) Kendall, *op. cit.*, pp. 30-31

- (111) *Ibid.*, p. 9, p.76, p. 208
- (112) *Ibid.*, p. 169, p. 182
- (113) *Ibid.*, pp. 1-13, pp. 79-80
- (114) 山田園子①「イギリス市民革命の宗教思想」(一)・(二)・(三)・(四・上)・(四・中)・(四・下)・(五・上)・(五・中)・(五・下)・(五・完)「いずれも『島大法学』二八～三三巻所収(一九八五～八九年) ②「普遍しよく罪説とイギリス革命——『しよく罪されたしよく罪』を中心に——」(一)・(二)・(三)・(四)・(五)「いずれも『島大法学』三四～三六巻所収(一九九〇～一九九二年)」。
- (115) 「古プロテスタントイズム」という用語については、E・トレルチ(内田芳明訳)『ルネサンスと宗教改革』(岩波文庫、一九五九年) 一六七～六八頁および一七二～八三頁。
- (116) 前出『キリスト教大事典』の「堅忍」の項、三九九頁および、山田園子「普遍しよく罪とイギリス革命——『しよく罪されたしよく罪』を中心に——」(四)五頁 「条件的堅忍説」とは、堅忍を神の定めによって聖徒に絶対的に必然化されるものではなく、人間の意志と理性による神への自発的な服従の過程とし、その報いとして神は救済を約束すると説く考え方。
- (117) 同 (五)八八頁。
- (118) Tyacke [Anti-Calvinists] pp. 245-47
- (119) M. G. Finlayson, *Historians, Puritanism and the English Revolution: The Religious Factors in English Politics before and after the Interregnum*, Toronto, 1983
- (120) *Ibid.*, p. 76

〔追記〕 椽川先生が本学に着任されて以来、毎週の出講日にかなり頻繁に先生におめにかかることができ、歴史研究についても多くのご教示を頂くことができたのは、筆者にとって大きな幸せであったと、今あらためて感謝申しあげる次第である。本稿のテーマについて先生にお話ししたところ、登校途次の短い時間にもかかわらず、ただちにフランスにおけるヤンセン主義との関連について示唆して頂いたが、本稿ではこのご助言を十分にいかすことができなかったのは残念なことであった。

旧教国フランスにおけるプロテスタント偏向カトリックであるヤンセン派と新教国オランダにおけるカトリック偏向プロテスタントであるアルミニウス派の同時代史的な比較という論点はすでに、中村雄二郎「カトリック教会の改革」(岩波講座『世界歴史』14 近代1 四七二～七三頁)によって指摘されているが、筆者はむしろ次のような点に関心をもつ者である。それは、本稿でもふれたヘーローロップ・キリスト教会の大きな再統合計画やトレヴァーローパーが指摘したリシュリユーによる独自のガリカン教会建設がロード体制の一つのモデルとなっていたという点である。こうした諸問題については、十七世紀の宗教問題を専攻する者として、あらためて研究してみたいと考えている。そうした折に椽川先生から頂いたご助言も、いささかでもいかして研究を進めたいと考えている。